

制 度 名	建設市場開拓型海外建設プロジェクト形成促進税制の創設			
税 目	所得税、法人税			
要 望 の 内 容	<p>内国法人が、建設市場として発展途上にある外国において、以下の海外取引を行う場合、収入又は所得の金額の一定割合を損金算入する（平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）。</p> <p>（1）建設請負 ①当該事業年度の海外取引に係る収入金額の 3%②当該事業年度の所得全体の金額の 80%のいずれか低い金額を損金参入</p> <p>（2）調査、設計等に係る役務の提供 ①当該事業年度の海外取引に係る収入の金額の 20%②当該事業年度の所得全体の金額の 50%のいずれか低い金額を損金算入</p> <table border="1" data-bbox="1015 786 1490 869"> <tr> <td data-bbox="1015 786 1222 869">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1222 786 1490 869">4 2 3 百万円 （-）</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	4 2 3 百万円 （-）
減収見込額 （平年度）	4 2 3 百万円 （-）			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国内建設投資がピーク時と比較し、6割程度にまで減少する一方、世界的な経済危機の影響を受け、我が国建設業の海外受注実績は 2008 年度に対前年度比で約 4 割減少し、各企業の海外進出への意欲が減退している状況にある。このため、企業の海外市場開拓に対する支援を通じて我が国建設産業の海外進出を促進し、我が国建設産業の健全な維持・発展を図りつつ、日本経済の成長を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>海外建設事業には、国内建設事業には無い様々なリスクを伴うが、新たな海外市場に進出していく場合なおさら顕著である。その一方、新規市場の開拓は、我が国にとっての海外建設市場の抜本的拡大を図る上で不可欠であると考えられる。このため、我が国建設産業の積極的な海外展開促進を図る観点から、建設市場の開拓に伴うコスト負担を軽減する特例措置が必要である。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>①租税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか</p> <p>国内建設投資が縮小していく中、アジア等においては引き続きインフラ整備への大きな需要が見込まれていることから、建設産業の健全な維持・発展を図りつつ、日本経済の成長を促進し、開発途上国への国際貢献を図るため、我が国建設産業の海外市場開拓に対する支援は必要不可欠であり、今日的な合理性が認められる。</p> <p>②租税特別措置等の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか</p> <p>海外建設事業におけるリスク軽減策を講じることにより、我が国建設産業の積極的な海外展開の促進が可能となるため、海外市場開拓に伴うコスト負担を軽減する当該措置は有効である。</p> <p>③租税特別措置等に補助金等其他の政策手段と比して「相当性」が認められるか</p> <p>海外建設事業は変更契約が多く、同一プロジェクトでも年度をまたがり別契約になる場合があるなど、補助金によった場合、交付申請等の手続きが非常に煩雑となる。このため、事業者の事務負担軽減の観点から、税制上の措置によることが相当である。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 35 建設市場の整備を推進する 200 建設業の活力回復に資するモデル的な取組の創出件数
	政策の達成目標	建設業の活力回復に資するモデル的な取組の累計創出件数 平成25年度 目標値 600件（検討中）
	租税特別措置の適用又は延長期間は	3年間
	同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標と同じ）
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	建設業新分野展開支援事業 （平成22年度概算要求額 240百万円）
上記の予算上の措置等と要望項目との関係	建設業の活力回復に資するモデル的な取組みの創出に当たっては、予算措置により、我が国建設企業の成長分野への展開など海外を含めた活動領域の拡大を図っている。 一方、各企業の新規建設市場の開拓に伴うコスト負担を軽減する観点から、税制上の措置を講ずることで、予算措置と一体となって、建設業の活力回復に資する取組みのさらなる促進を図りたい。	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	—
	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

これまでの
要望経緯

—